

生活協同組合コープこうべ

神戸市

(4) 変更した年月日

平成16年 6月15日

(5) 届出年月日

平成16年 7月29日

(6) 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

ア 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び阪神北県民局県土整備部まちづくり課

イ 縦覧期間

平成16年 8月24日から 4月間

(7) 意見書の提出期限及び提出先

提出期限 平成16年12月24日

提出先 阪神北県民局県土整備部まちづくり課

〒665-8567 宝塚市旭町 2-4-15

5 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コープ中山台、中山台ファミリーセンター

所在地 宝塚市中山桜台 2丁目32番 3号

(2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 クラレ不動産㈱

代表者の氏名

住所 大阪市

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称

代表者の氏名

住所

生活協同組合コープこうべ

神戸市

イ 変更後

名称

代表者の氏名

住所

生活協同組合コープこうべ

神戸市

(4) 変更した年月日

平成16年 6月15日

(5) 届出年月日

平成16年 7月29日

(6) 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

ア 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び阪神北県民局県土整備部まちづくり課

イ 縦覧期間

平成16年 8月24日から 4月間

(7) 意見書の提出期限及び提出先

提出期限 平成16年12月24日

提出先 阪神北県民局県土整備部まちづくり課

〒665-8567 宝塚市旭町 2-4-15

6 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 さらら仁川

所在地 宝塚市仁川北 2丁目 5番 1号、7番 1号

(2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 独立行政法人都市再生機構西日本支社

代表者の氏名

住所 大阪市

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(ア) 変更前

名称 生活協同組合コープこうべ

代表者の氏名

住所 神戸市

(イ) 変更後

名称 生活協同組合コープこうべ

代表者の氏名

住所 神戸市

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(ア) 変更前

名称

代表者の氏名

住所

生活協同組合コープこうべ

神戸市

(イ) 変更後

名称

代表者の氏名

住所

生活協同組合コープこうべ

神戸市

(4) 変更した年月日

平成16年 6 月15日

(5) 届出年月日

平成16年 8 月 4 日

(6) 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

ア 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び阪神北県民局県土整備部まちづくり課

イ 縦覧期間

平成16年 8 月24日から 4 月間

(7) 意見書の提出期限及び提出先

提出期限 平成16年12月24日

提出先 阪神北県民局県土整備部まちづくり課

〒665-8567 宝塚市旭町 2 - 4 - 15

大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成16年 8 月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）ニトリ姫路店

所在地 姫路市広畑区夢前町 1 丁目 2 - 3 他 1 筆

(2) 同法第 8 条第 1 項の規定により姫路店から聴取した意見の概要

交通に係る事項について

来店者への誘導方法について、計画どおり誘導看板の設置及び交通整理員の配置により、周辺道路に渋滞が発生しないように努めること。また、店舗関係車両の影響による病院への緊急車両の通行阻害防止に努めること。

(3) 同法第 8 条第 2 項の規定により述べられた意見の概要

意見書提出者名	意 見 の 概 要
---------	-----------

(氏名非公表)

1. 交通に関する事項

1-1 信号機の設置

国道250号の信号機設置は、出店に伴う交通環境の悪化を緩和するものであり、開店までに是非とも設置して下さい。万一、設置が間に合わない場合は設置できるまでの間、開店をしないこと。

1-2 夢前川堤防道路の活用

本店舗の来店及び退店車両が国道250号に集中する。これを緩和するため、夢前川の堤防道路を車道として活用できるよう整備をお願いします。

1-3 周辺道路への影響

今回の出店によって夢前川架橋の歌野橋、広栄橋、京見橋の各橋詰においては渋滞車列が一層長くなることが懸念され、抜け道として生活道路に進入しないように交通誘導員を配置する等の指導をお願いします。

1-4 緊急車両の通行確保

国道250号は新日鉄広畑病院への救急車火災発生時の消防車など緊急車両の通路として重要な機能をはたしているが、本店舗の新設に伴う交通渋滞が本店舗付近で発生したときは、緊急車両が円滑に通行できるよう交通誘導員の配置の指導をお願いします。

1-5 来店車両等の交通計画

1) 本計画では、北方、西方の居住地からの来店車両のうち約25%は復路を居住地と反対方向に帰すようにしている。そのため、東方の今在家交差点では飽和度が0.865と周辺交差点中、一番高い値となっている。国道の交通の流れを円滑にするには、交差点飽和度の最高値を引き下げる必要があり、交差点への交通量を低減するため、夢前川堤防道路の整備あるいは退店者を東行きに誘導しない等の措置により最悪地点の飽和度を引き下げるべきと考える。

2) 夢前グランド交差点において、国道250号を東から来店する車は0台であるにもかかわらず、右折滞留長を50mに延長しており、不合理である。もし、来退店車両台数の誤算、記入ミスあるいは来店動線の記入ミスであれば訂正連絡申し上げたい。また、新設交差点の右折待機車両を吸収するのであれば、新設交差点の信号機などに右折車を直進誘導させる機能がいのではないか。

3) 新設交差点の右折レーンは、ピーク時には473台/hを右折時間6～8秒間で処理していくためには相当の右折滞留長を必要とする。本計画の右折滞留長27mでは、ピーク時には右折車両の渋滞列によって国道250号西行きの路線が停滞し、交通環境が大幅に悪化するおそれがあり、ホームセンタームサシ姫路店の混雑用の出入口の検討も含め、少しでも右折滞留長の延長等、国道への交通負荷を低減するように検討されたい。

2. その他の事項

法定説明会及び地元との事前協議において提起した問題点に対して、協議中との回答しており、措置が不明確なものがある。また、開店後、生じた問題について行政部局(県、市)と企業、地元住民の三者協議を設けるよう指導して下さい。

(4) 意見の縦覧場所及び縦覧期間

ア 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び中播磨県民局県土整備部まちづくり課

イ 縦覧期間

平成16年 8月24日から 1月間